

平成 27 年度地域における低炭素な
セルロースナノファイバー用途開発 F S 委託業務
の公募に係る提案書等の審査及び採択決定方法

1 . 提案書等審査の手順

- 1) 応募資格のある者から提出された提案書等について、採点表に基づき、必須項目についての評価を平成 27 年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発 F S 委託業務に係る公募審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において必須項目ごとに基礎点の獲得の可否を判断する。全ての必須項目の基礎点を獲得した提案書等を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書等は不合格とする。
- 2) 合格した提案書等について、委員ごとに評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。

2 . 採択決定

別添 1 「平成 27 年度地域における低炭素なセルロースナノファイバー用途開発 F S 委託業務に関する提案書等評価基準表」に基づき、提出された提案書等を採点し、総合点が高いものの中から、本業務の成果に基づく今後の地域づくりへの波及効果や展開性等も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とする。

3 . その他

上記に定めるもののほか、提案書等の審査及び採択決定について必要な事項は同委員会が別に定める。